### 感染症法に基づく届出が電磁的方法に変わります 【協議事項資料1-2】

## 令和5年4月 1日以降

- ① 感染症指定医療機関の医師からの届出は電磁的方法が義務となります
- ② ①の下線部以外の医師からの届出は努力義務となります

## I 変更点

種別	現行の届出	紙		令和5年4月1日以降の法	0届出(報告)		
感染症発生動向 調査(NESID)	紙又はFAX	FAX	NE SID	<b>感染症指定医療機関</b> (第一種、第二種及び 結核病床)	全数·定点	義務	電磁的方法
新型コロナウイ ルス感染者等情 報把握・管理支 援システム (HER-SYS)	保健所が、代行入力			上記以外の医療機関	全数·定点	従来法又は 電磁的方法 電磁的方法は	
					動物診療		
	電磁的方法		HER- SYS	下記以外の医療機関	新型コロナ	努力義務	
				感染症指定医療機関	届出	義務 電磁的方法	

## ■全数届出、定点報告及び動物診療施設

#### 全数届出(全医療機関が対象)

- > 1~5類感染症等の患者等を診断 した医師が届出(入力)
- 当面、新型コロナはHER-SYSを利用
  【結核、O157、麻しんなど】

#### 定点報告(週報・月報)

法第14条で指定された 医療機関の管理者が定 点感染症を報告(入力)

【水痘、インフルエンザなど】

#### 動物診療施設

獣医師が特定動物の感染等を診断した場合に届出

【鳥類、サルなど】

## ■ システム等の概要説明及びアカウント申請

- ▶ 県ホームページ「<u>感染症サーベイランスシステムの更改について</u>」に概要を掲載していますので、内容をご確認のうえ簡易申請システムへのリンク(外部サイト)から、必要事項を登録申請願います。
- ▶ 定点報告の医療機関が全数届出を行う場合、別途、全数届出用アカウントが医師毎に必要です。
- ▶ HER-SYSの統合予定もあるため、感染症指定医療機関以外も積極的なアカウント申請をお願いします。

区分	令和5年 1~3月	4月~	特記事項
<b>感染症指定医療機関</b> (第一、二種、結核病床)	アカウント申請が必須 (全数・定点)	運用開始(義務)	定点医師が全 数届出を行う 場合、全数届 出用アカウン
しの心の区別版例		→ ◆ 努力義務 → →	
及び動物診療施設	積極的にアカウント	・申請し、運用開始(4月~)	トが必要です。

# お早めのアカウント登録申請をお願いします

## お問い合わせは県感染症対策課又は保健所設置市へ

<b>県管轄</b>	担当課	連絡先
下記以外に所在する 医療機関	兵庫県保健医療部感染症等対策室 <b>感染症対策課感染症班</b>	078-362-3264
神戸市、姫路市、尼崎市、 西宮市、明石市に所在する 医療機関	神戸市保健所、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所又は あかし保健所へお問い合わせ願います。	